

令和6年度

★ News 『最低賃金』 上げ幅は過去最高・全国平均 1054 円(時給)へ

中央最低賃金審議会(厚生労働相の諮問機関)は7月24日、令和6年度(2024年度)の地域別最低賃金の全国平均を、現在の時給1004円から50円引き上げ、時給1054円とする目安額を取りまとめました。物価高騰を背景に、上げ幅は過去最大となります。

最低賃金は都道府県ごとに異なり、毎年度、この目安額に沿って都道府県の地方最低賃金審議会が審議・決定し、10月以降(日付は都道府県毎に)適用されます。

最低賃金は、全ての労働者に適用される時給の下限額で、賃金格差解消の一方、地域格差も大きく、中小企業の負担増による影響が懸念されます。

11月1日スタート!

★ News “フリーランス保護法” のポイント

昨年4月に成立した「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」(フリーランス・事業者間取引適正化等法)いわゆる“フリーランス保護法”が令和6年11月1日施行されます。

フリーランス(特定受託事業者)と、フリーランスに業務を委託する事業者=発注事業者との間で、業務の内容や報酬の支払などのトラブルも多く、フリーランスが安心して働ける環境の整備を目的として、発注事業者に、契約内容の明示を義務付けるなどの法的措置が講じられたものです。

■この法律で保護されるフリーランス(特定受託事業者)とは

業務委託の相手方である事業者で { ①従業員を使用しない個人
②代表者1人以外に役員がなく、従業員を使用しない法人 }

■発注事業者のフリーランスに対する義務

フリーランスに業務を委託する事業者(発注事業者)	発注事業者の義務項目	フリーランス
個人事業者(従業員なし)・1人法人(従業員なし)	① →	・業務委託の相手方である事業者
役員・従業員がいる企業、個人事業主(従業員あり) 1ヶ月以上の業務委託の場合	①② ④ ⑥ →	・従業員を使用していない
	①②③④ ⑥ →	
6ヶ月以上の業務委託の場合	①②③④⑤⑥⑦ →	

義務項目

- ①書面等による取引条件の明示(業務内容、報酬の額・支払期日など)
- ②報酬支払期日の設定・期日内の支払い
- ③7つの禁止行為(受領拒否、報酬減額、返品、買ったとき、購入・利用強制、不当な経済上の)
- ④募集情報的確表示 利益の提供要請、不当な給付内容の変更・やり直し
- ⑤育児介護等と業務の両立に対する配慮
- ⑥ハラスメント対策に係る体制整備
- ⑦中途解除等の事前予告・理由開示(30日前までに予告、請求あったときは理由を開示)

違反した発注事業者には、公正取引委員会、中小企業庁、厚生労働省が違反行為について助言、指導、報告徴収・立入検査、勧告、公表、命令をすることができ、命令違反等には罰金(50万円以下)が課せられます。

★News 森林環境税スタート

令和6年度から森林環境税(国税)の課税が始まります。1人年額1000円が個人住民税に賦課徴収され、税収は温室効果ガス削減のため全額が都道府県・市区町村に譲与されます。東日本大震災を受け防災対策に充てるための10年間1人1000円の加算が終わったため、税額に変更はありません。

暑中お見舞い 申し上げます。
8月10日(土)～8月12日(月)
夏季休業させていただきます。
〒462-0844 名古屋市北区清水2-19-9 1F
田中亮太税理士事務所
TEL 052-982-9062 FAX 052-982-9063